

「改革のグランドデザイン案にみる障害児施設 に関する厚生労働省の見解と説明について」

平成16年10月12日・厚生労働省障害保健福祉部

【見直しの具体的な内容】

(市町村)

- 障害者への福祉サービスの効果的・効率的・総合的な提供を実現するため、障害種別を問わず、市町村が一元的に実施主体となりニーズを把握して計画的にサービス提供を行うものとし、精神障害者社会復帰施設や福祉工場（身体・知的）に関する事務、障害児施設の措置事務を都道府県事務から市町村事務に段階的に移譲する。

※ 障害児については、被虐待等の要保護性を有す者に係る実施主体の問題があり、現在国会に法案が提出されている虐待防止対策を含む児童福祉法の改正動向等を踏まえ、概ね5年後の施行を念頭に3年以内に結論を得る。

(通所・入所施設等の再編)

- 入所施設については、新たな居住支援の体系に移行するものを除き、**障害者支援施設として位置づけ**、生活療養、生活福祉、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援の事業を選択する仕組みとする。

障害者支援施設の利用者は、当該施設以外の施設等が提供する通所型の事業を利用できるものとする。この新たな施設の設置主体に対しては、利用者の権利擁護の観点等から、通所による事業者より、厳しい規制の下に置くものとする。

- **障害者支援施設は**、地域に開かれたものとするため、選択した事業に係る要件を満たせば、入所者だけでなく地域の障害者も利用を可能とする。

(障害児施設、事業のサービス体系の見直し)

- 障害児施設に係る事務の実施主体を見直す際に併せて、障害児施設について、障害者の施設体系の見直しに準じて、既存の施設を生活療養施設型、機能訓練型、子育て支援型等に再編する。この場合、被虐待等の権利擁護が必要な場合に対応できる機能も確保する。

- また、施設の再編と併せて、障害者と同様に、個別給付の他、障害児の特性に合った地域生活支援事業を整備する。
- 年齢が18歳を超えて入所している者については、現在、児童福祉法に基づきサービスの提供を受けているが、今回の障害者の施設、事業体系の見直しにあわせて、障害者として、当該施設等でサービスを受けることを可能とし、費用を支弁する仕組みとする。

説明資料

【見直しの方針】

- 措置権については、原則として都道府県から市町村に移譲し、大人の障害者と同様の制度に改める。
- ※ 被虐待等の要保護性を有する障害児への入所について、現在、国会に法案が提出されている児童虐待防止対策を含む児童福祉法改正の動向を踏まえた上で、概ね5年後の施行を目途に3年間以内に結論を得る。
- さまざまな年齢や障害程度の異なる児童が混在するなど、本来の施設の機能と入所児の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的、効率的にサービスが提供できる体系を確立する。(措置権移譲と同時期に着手)
- 教育と連携を図りつつ「発達支援・育児支援システム」を体系的に整備していくため、親の障害受容を促すための事業や適切な発達を確保していくための事業を実施する。